

「とちぎ自治基本条例（仮称）」検討のための論点（資料編）

1 自治基本条例の類型について

(1) 理念中心型

当該地方自治体の自治体運営やまちづくりに関する基本的な考え方、理念を中心に定め、具体的な制度等に関する事項はあまり規定せず、主に理念的な条文で構成されるもの。

(2) 行政指針型

当該地方自治体の行政運営の基本原則、基本方針等を中心に定めるもの。

(3) 住民自治型（具体的制度規定型）

当該地方自治体の住民自治の理念を明らかにするとともに、その仕組み等を中心に定めるもの。

自治体運営等に関する基本的な考え方、理念だけでなく、それを具体化するための仕組みや制度に関する事項についても定めるもので、近時制定される自治基本条例は、この類型のものが多くなっている。

2 自治基本条例制定の考え方について

自治基本条例制定に係る積極的な考え方	自治基本条例制定に係る消極的な考え方
<p><u>社会情勢の変化への適切な対応</u> 地方自治に対する考え方や住民の地方自治体に対する期待に適切に対応するため制定が必要である。</p> <p><u>ア 自治体行政の再編成に向けた取組として制定</u> 最も合理的、効率的な自治体運営に係る考え方や仕組みを明らかにするため制定する。</p> <p><u>イ 基礎自治体である市町村と広域自治体である都道府県との関係、役割を明確にするための取組として制定</u> 都道府県と市町村との関係、それぞれの役割などに関する基本的な考え方などを明らかにするために制定する。</p>	<p><u>都道府県の事情</u> 規模の小さな自治体の方が住民との距離が短く、住民自治をより充実させやすい環境にあるため、市町村などの小規模自治体での自治基本条例制定が進んでいると思われる。</p> <p>特に都道府県では、住民との間に市町村という基礎自治体が介在するなど、住民との接触もより間接的になりがちであり、道州制や大都市制度など地方自治制度そのものに係る議論もあり、その方向を見定めるべきとの考え方もある。</p>

地方自治の本旨の充実に向けた対応

地方自治の本旨である「住民自治」と「団体自治」、とりわけ「住民自治」の一層の充実を図るため制定が必要である。

ア 「住民自治」及び「団体自治」の充実に資する「自治体の自主、自立性」と「手続きの民主化」を確実なものとするための取組として制定

「自治体の自主、自立性」と「手続きの民主化」に関する自治体の考え方、具体的な仕組みや制度などを定めるために制定する。

イ 住民の意向を十分に踏まえた「住民主体の自治体づくり」に向けた取組としての制定

「住民主体の自治体づくり」の理念や方策、さらには、住民の権利、自治体の責務などを明らかにするために制定する。

ウ 住民に対する自治体の説明責任を明確にするための取組として制定

住民に自治体行政に関する情報が十分に提供されるとともに、自治体が住民に対する説明責任を十分に果たすための取組として制定する。

エ 法令等を補完する取組として制定

情報公開や住民投票といった、各自治体の裁量に委ねられている制度を総合的に制定する。

オ 首長の交替や議会の構成等の変化などがあっても影響を受けるべきでない普遍的な事項について明確にするための取組として制定

地方自治の根幹にかかわる基本的かつ普遍的な事項について条例で明らかにするために制定する。

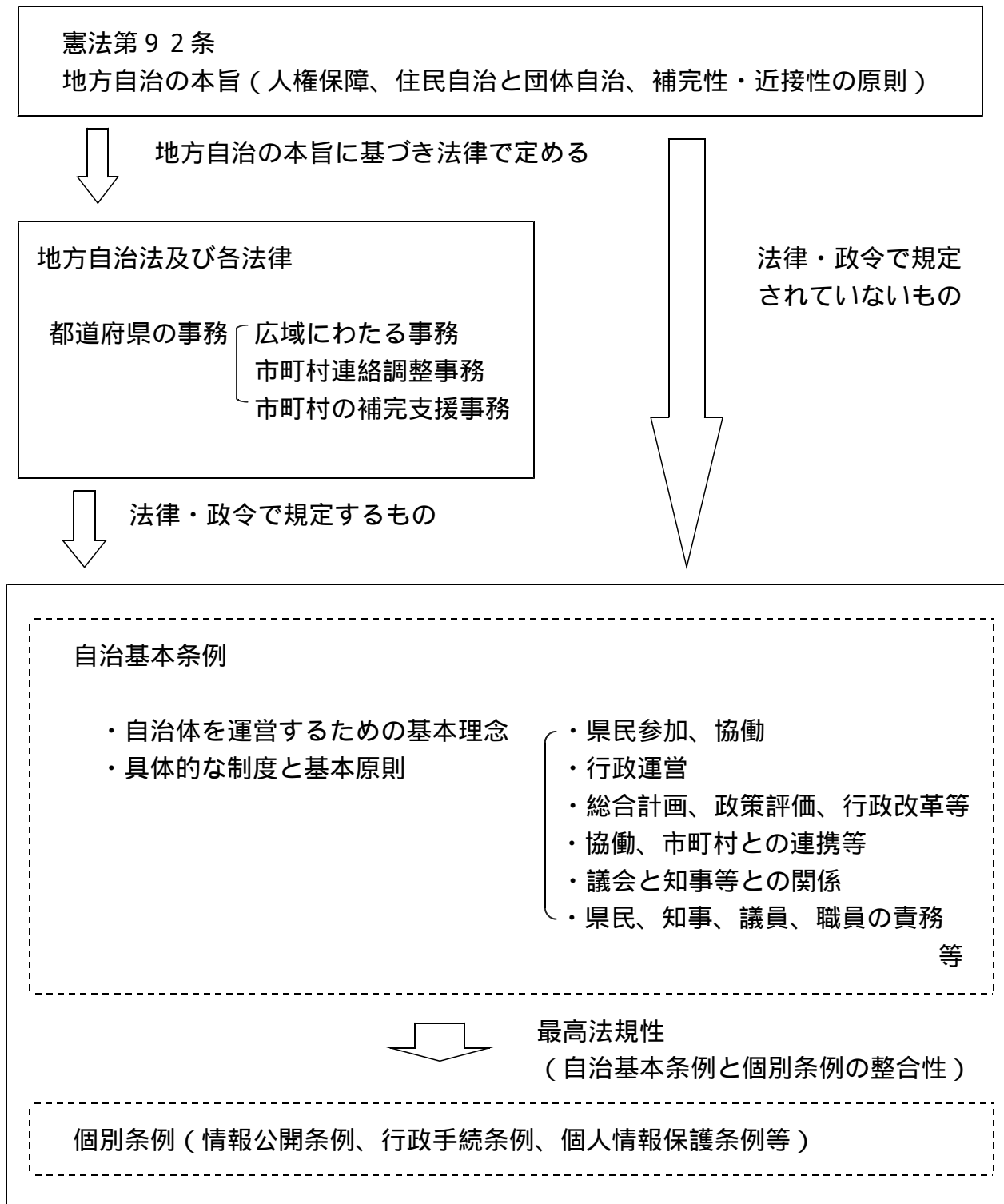
個別の条例や要綱による対応

制度の具体的な内容は、行政分野ごとの個別の条例や要綱などに委ねられるため、個別の条例等を制定すれば足りる。

内容の硬直化

当該自治体の理念等について普遍化が図られる一方、その改正に厳格な手続きを要することとした場合、結果的に条例内容が硬直化することにつながる危険性もある。また、理念等については、条例の有無にかかわらず普遍的であるという考え方、あるいは、逆に時代の流れの中で変化していくべきものであるという考え方もある。

憲法、法律、条例との関係



憲法 第八章

【地方自治の基本原則】

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

【地方公共団体の議会】

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

【地方公共団体の権能】

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

地方自治法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

(地方公共団体の役割と国による制度策定等の原則)

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

(地方公共団体の法人格とその事務)

第2条 地方公共団体は、法人とする。

普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

- 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）
- 二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、

これを解釈し、及び運用しなければならない。

法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

(条例の制定及び罰則)

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

3 自治基本条例の目的及び構成について

(1) 制定目的例

北海道行政基本条例制定の趣旨（北海道ホームページから）

北海道において、地方分権の目指す姿である、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくためには、「地域のことは、地域自らの責任の下に決定する」という考え方に立って、北海道の将来を展望しながら、地域の実情に即した政策を展開していくことが必要です。また、こうした分権時代にふさわしい行財政システムの整備、充実に向けて、改革を進めていかなければなりません。

さらに、道政を、道民の皆さんにとって分かりやすく、身近で、信頼できるものとするためには、道が、どのような基本的な考え方にに基づき、どのような仕組みとルールによって仕事を進めようとしているのかを明らかにすることが求められています。

行政基本条例は、このような考え方の下に、これまでの道政改革の取り組みも踏まえて、地方分権の進展に対応した主体的な道政運営を確立するとともに、道民の信頼にこたえる道政を実現していくため、道政運営の基本となる理念と原則を明らかにしようとするものです。

神奈川県自治基本条例検討の趣旨（神奈川県ホームページから）

地方自治体の運営上の基本的な方針や考え方は、規模や歴史、固有の課題の差異などに応じて異なっている。加えて、近年は地方分権一括法の施行や三位一体改革の進展、多様な主体との連携や協働、情報公開や住民参加の拡充等を背景として、一層、多様化する方向にある。

こういった中で、地方自治体の運営の基本ルールを全国画一的な地方自治法だけに求めるのではなく、これを自治体ごとに補完する考え方から、「自治基本条例」といった安定的な形式による自主的な規範を定める意義が高まっている。

そこで、「地域主権型社会・神奈川」の実現を目指した県政の運営理念や基本原則、それらを具体化する仕組みや手続等について規定する、「神奈川県自治基本条例」の制定に向け、検討を進める。

高知県自治基本条例検討の趣旨（高知県ホームページから）

高知県では、これからの自治のあり方や県政運営のあるべき姿などを県民のみならず、みなさまとともに作り上げていくため、その第一歩として、この5月8日に庁内プロジェクトチームを設置し、検討を進め、高知県の自治基本条例の案という形にまとめました。このたび、3ヶ月の検討期間を終え、その成果品である試案を公表します。

今回公表する案は、県としてオーソライズされたものではありませんし、本来、「自ら治める」という自治の考え方のもとでは、このような条例は、県民の皆様が考え、自らの条例として制定していくことが望ましいと考えられます。

従って、今後、自治とは何か、自治基本条例といったルールは必要か、また、どんな内容が望ましいかについて、県民の皆様の間で大いに議論をしていただきたいと思います。今回の試案がそのきっかけになれば幸いです。

(2) 条例の構成例

北海道行政基本条例

前文

第1章 総則（第1条） 目的

第2章 行政運営の基本理念（第2条）

第3章 行政運営の基本原則

第1節 情報公開と道民参加の推進（第3条 第6条）

情報の公開、道民の参加、附属機関等の委員の公募等、意見、
提言等への対応

第2節 総合的、効果的かつ効率的な政策の推進（第7条 第12条）

総合計画の策定等、政策評価の実施等、財政運営等、執行体制の整備、
外部監査人の監査、法令の解釈等

第3節 道民の権利利益の保護（第13条 第15条）

許可等の処分等に関する手続、苦情の審査等、個人情報保護

第4節 道民との協働（第16条）

第5節 市町村等との連携協力（第17条 第19条）

市町村との連携協力、都府県等との連携協力、
国への協力要請及び意見等の提出、

第4章 知事及び職員の責務等（第20条 第22条）

知事の責務、職員の責務、職員の育成等

高知県自治基本条例案

前文

第1章 県民（第1条 - 第3条）

自ら治める、理念の共有、県政への参加

第2章 県

第1節 県政の基本原則（第4条）

県政の基本原則

第2節 県における仕事の進め方（第5条 - 第8条）

仕事の進め方、情報の公開、説明する責任、県民の参加

第3節 県の組織及び財政（第9条、第10条）

組織の構成、財政の運営

第3章 県民と県との関係（第11条）

県民との協働

第4章 市町村等と県との関係（第12条 - 第14条）

市町村との関係、他の地方公共団体との連携、国との関係

第5章 その他（第15条、第16条）

尊重、遵守義務、改正

群馬県自治基本条例素案

前文

第1章 地方自治の理念（第1条、第2条）

主体性の原則、県民主権の原則

第2章 県民の自治権（第3条 - 第6条）

総合行政の原則、連携と協調の原則、自治権の保障

県民の知る権利及び参加する権利

第3章 地方自治体の体制（第7条 - 第11条）

自治体制の整備及び確立のための措置、県の基本構想のための措置、

行政基本計画及び県民行動計画の策定、

計画の推進及び評価並びに監視体制の整備、県民投票

第4章 自治体間の関係（第12条、第13条）

都道府県間の関係、県と市町村及び市町村間の関係

第5章 条例の改正（第14条）

条例改正手続

モデル都道府県自治基本条例（神奈川県自治総合センター作成）

前文

第1章 総則（第1条、第2条） 目的、基本理念

第2章 県民（第3条、第4条） 県民の権利、県民の責務

第3章 県政運営の諸原則

第1節 基本原則（第5条 - 第7条）

総合行政の原則、県民参加の原則、説明責任の原則

第2節 参加と協働（第8条 - 第11条）

情報の公開、県民意見反映手続、県民投票、県民活動との協働

第3節 政策の推進（第12条 - 第16条）

総合計画の策定、財政運営、政策評価、外部監査、個人情報保護

第4章 議会（第17条 - 第19条） 議会の役割、議決事項、議会の情報提供

第5章 執行機関（第20条 - 第22条）

組織運営、行政手続の整備、知事及び職員の責務

第6章 県民の権利利益の保護（第23条、第24条）

県民の相談等への対応、第三者機関の設置等

第7章 国及び他の地方公共団体との関係（第25条 - 第27条）

市町村との関係、他の地方公共団体との連携、

国への意見等の提出及び協力要請

第8章 最高法規性（第28条 - 第30条）

この条例の尊重、条例等の体系化、改正要件

附則 条例の見直し

(3) 自治基本条例制定に向け関連すると考えられる本県の主な条例等
自治基本条例の規定内容に関連すると考えられる条例・手続等

- ・ 栃木県行政手続条例
- ・ 栃木県情報公開条例
- ・ 栃木県個人情報保護条例
- ・ 栃木県外部監査契約に基づく監査に関する条例
- ・ 栃木県総合計画策定要綱
- ・ 附属機関等の設置及び運営に関する要綱
- ・ 栃木県パブリック・コメント制度実施要綱
- ・ とちぎ政策マネジメント実施要綱
- ・ 栃木県広聴及び広報事務運営規程 等

整合性を図るべき理念を含んだ条例等

- ・ 栃木県人権尊重の社会づくり条例
- ・ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
- ・ 栃木県消費生活条例
- ・ 栃木県安全で安心なまちづくり推進条例
- ・ 栃木県男女共同参画推進条例
- ・ 栃木県環境基本条例 等

4 自治基本条例に規定する内容について

(1) 「前文」「目的」「定義」「基本理念」に関する事項について
条例で規定する内容について

(基本理念の記述内容例)

ア 「住民自治」「団体自治」の原則

イ アを具現化するための「県民参加」「県民の権利保障」「国や市町村との役割分担」などに関する基本的な考え方

(目的の記述内容例)

- ・ 自治の基本理念を明らかにする
- ・ 自治の実現を図ることを目的とする
- ・ 行政運営に関し、基本的な理念及び原則を定める
- ・ 県民、議会、県の役割や責務を明らかにする
- ・ 県民としての権利とその果たすべき責任を明らかにする
- ・ 県民の参画と協働に関する基本的な事項を定める
- ・ 市町村との関係を明らかにする

(誰が誰に宛てた条例とするのか)

- ・ 県民 県
- ・ 市町村 県
- ・ 県が主体
- ・ 県民、市町村、県が主体となる

他県での規定例について

北海道行政基本条例

国際化をはじめ、少子高齢化の進行や高度情報化の進展、環境重視型社会への移行など北海道を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、また、社会の成熟化に伴い、道民の価値観も多様化している。

こうした中で、道内では、多くの人々が、各地域の多様な特性を生かした産業の新たな展開に向けて、あるいは、福祉、環境、教育など様々な分野における公共的な課題の解決に向けて、積極的な活動を繰り広げている。

地方分権が進展する今日、この北海道において、地方自治を更に発展させて、地域のことは地域の責任の下に決定する分権型社会を実現し、個性豊かで活力ある地域社会を築いていくためには、地域づくりの主体である道民と道及び市町村がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに連携を深めることによって、共に新しい時代の進路を拓(ひら)いていくことが求められている。

こうした観点から、道政の推進に当たっては、道民と情報を共有し、道民が道政に参加する機会を拡大するとともに、公共的な分野における道民との協働を進め、更に市町村との連携協力を深めていかなければならない。

道では、これまで、道政改革を進め、情報公開や政策評価などの行政運営に関する制度を整備してきたが、今後とも、このような取組を更に進めるとともに、様々な制度を相互に連動させることにより、本道の実情に即した質の高い政策を展開し、多様化する課題や道民のニーズに対応していかなければならない。

このような考え方に立って、道政運営の全般にわたる指針として、基本となる理念及び原則を明らかにすることにより、新しい時代に対応した道政運営を確立し、道民及び市町村と一体となって、活力に満ち、ゆとりと豊かさを実感できる北海道を築いていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、道の行政運営に関し、基本的な理念及び原則を定め、並びに知事及び職員の責務等を明らかにすることにより、地方分権の進展に対応した主体的な道政運営を確立するとともに、道民の信頼にこたえる道政を実現し、もって道民の福祉の向上を図ることを目的とする。

第2章 行政運営の基本理念

第2条 道(議会を除く。以下同じ。)は、道政が道民の信託に基づくものである

という認識の下に、次に掲げる事項を基本として、行政運営を行うとともに、不断にその改革を推進しなければならない。

(1) 道政の諸活動の公開性を高め、道政に対する道民の理解を促進するとともに道政への道民の参加を推進すること。

(2) 北海道の将来を展望し、地域の実情に即した政策を総合的、効果的かつ効率的に推進すること。

(3) 行政手続に関し公正の確保と透明性の向上を図ることにより、道民の権利利益を保護すること。

2 道は、公共的な課題を自ら解決しようとする道民の自主的かつ自発的な活動を尊重し、道民との協働による地域社会づくりを進めなければならない。

3 道は、道民に最も身近な行政を担い、地域における政策を総合的に推進する市町村の役割の重要性にかんがみ、行政運営に当たっては、市町村との対等な関係の下に、市町村と連携協力を図らなければならない。

高知県自治基本条例素案

21世紀を迎えるに当たり、我が国は、国際環境の変化はもとより、少子・高齢化や情報化の進展、社会の成熟化など、社会情勢の大きな変化に直面しています。

わたしたちの高知県は、これまで、先人の苦労の中で歴史を刻み、時代の転換期において多くの偉人を輩出するなど、日本の社会をリードする進取の気質を誇りにしてきました。

これからの新しい時代においても、太平洋に両手を広げた県土に暮らすわたしたちは、世界に向けた視点を大切にしながら、時代の変化に対応し、地域の自然、歴史、文化などを活用した、真に豊かで活力に満ちた地域社会の形成を目指していかなければなりません。

また、自治のあり方が、これまでの中央集権型から分権型の仕組みへと大きく一步を踏み出し、高知県においても、地方公共団体としての自主性と自立性を一層高め、総合的な行政を県として責任をもって進めていくことが求められています。

そのためには、自治におけるわたしたち県民自身の姿勢や県政運営のあり方、県と県民との関係、さらには、県と国や他の地方公共団体との関係について、条例として位置づけを明確にし、これをすべての県民が共有することが大切です。

ここに、わたしたち県民自らが自らの地域をどのように築いていくのかという決意を示すとともに、県政運営のあるべき姿勢や仕事の進め方の基本的な仕組みを明確に定め、県及びすべての職員が尊重し、遵守すべき基本のものとして、この条例を制定します。

「神奈川県における自治基本条例に関する検討報告書」における条文例

(目的)

この条例は、神奈川県における自治の基本理念、及びこの理念に基づく県政運営の基本原則や制度を定めるとともに、県民の権利・責任、並びに県知事及び県議会の責務等を定めることにより、県民のための県政を確立し、県民の権利の保障と県民福祉の向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

神奈川県における自治は、県民の意思と責任に基づくと同時に、市町村の意思に応え、主体的・自立的に県政が運営されることによって、県民の望む地域社会の実現を目指すことを旨として行わなければならない。

モデル都道府県自治基本条例（神奈川県自治総合研究センター）

地方分権改革により、国と地方公共団体の関係が「上位下達・主従の関係」から「対等・協力の関係」へと大きく変化したことに伴い、県では、自らの地域のことは自らの意思で決定する地域主権の確立を目指し、積極的な取組を展開している。

今後、県において、地域主権型社会を実現するためには、広域の地方公共団体として、市町村と連携し、協力して総合的に県政を進めていくとともに、自主性や自立性をより一層高めるための更なる自己革新が必要である。

また、自己決定・自己責任の自治を真に県民のものとするためには、県政の主体である県民の県政運営に対する参加機会の拡大が重要となり、そのために必要な仕組みづくりや、積極的な情報の提供が求められている。

このような認識の下に、私たち県民、議会及び行政は、個性豊かで生き生きとした県を築いていくために、県政叡井の基本となる理念及び原則を明らかにし、共有することを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県における自治の基本理念を明らかにするとともに、この基本理念に基づく県政運営の基本原則を定めることによって、県民自治の一層の促進と県政の自己革新を実現し、もって県民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 県民及び県は、公正で開かれた県民主体の県政を目指すとともに、多様で個性豊かな地域社会を築くため、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源、権限及び責任も自らが持つ、地域主権の確立に取り組むものとする。

2 県は、市町村が県民に最も身近なところにあって地方自治の基礎を成す自治体であるという認識の下、市町村を包括する広域の地方公共団体としての機能及び市町村への支援の機能を主たる役割として担うとともに、市町村と連携し、かつ、協力しながら、地域の課題に取り組むものとする。

川崎市自治基本条例

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより市民自治を確立することを目的とします。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

本県他条例における基本理念等記載例について

栃木県人権尊重の社会づくり条例

人権は、人間の尊厳に由来する固有の権利である。

人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が行われることなく、すべての人々が人権を享有し、自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

また、ふるさと栃木県が、国際化、情報化、高齢化をはじめとする社会情勢の変化に的確に対応しつつ、真に調和のとれた平和で豊かな地域社会として、今後とも活力ある発展を続けていくためにも、私たち一人一人が、自己的人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

栃木県ひとにやさしいまちづくり条例

(目的)

第一条 この条例は、すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることがまちづくりに重要であることにかんがみ、高齢者及び障害者等の日常生活又は社会生活における行動に制限を受ける者(以下「高齢者、障害者等」という。)を含むすべての県民が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるような生活環境の整備(以下「ひとにやさしいまちづくり」という。)について、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、ひとにやさしいまちづくりに関する基本方針を定めること等により、ひとにやさしいまちづくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

栃木県消費生活条例

(目的)

第一条 この条例は、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 前条の目的を達成するに当たっては、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- 一 消費者が、その生命、身体又は財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品又はサービス(以下「商品等」という。)から保護されること。
- 二 消費者が、商品等について、必要な情報を提供され、自由な選択が確保されること。
- 三 消費者が不当又は不公正な取引を強制されないこと。
- 四 消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができること。
- 五 消費者が消費生活において不当に受けた被害から迅速かつ適正に救済されること。
- 六 消費者の意見が十分反映されること。

栃木県男女共同参画推進条例

男女は、すべて、人として平等であって、個人として尊重されなければならない。

これまで、本県においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の取組や国内の動向を踏まえつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、社会的、文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる慣行やセクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力などの人権侵害が依然として存在し、多くの解決すべき課題が残されている。

こうした状況の中、真の男女平等を達成し、豊かで活力ある栃木県を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重し、共に支え合い、責任を分かち合うとともに、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが不可欠である。

ここに、私たちは、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられる男女共同参画社会の早期実現を目指し、県民の総意として男女共同参画の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

栃木県安全で安心なまちづくり推進条例

安全で安心して暮らせる社会の実現は、栃木県が未来に向かって発展していくために欠くことのできない基盤であり、私たちすべての願いである。

私たちは、これまで、ふるさと栃木の豊かな自然の恵みの中、県民のたゆまぬ努力により、活力ある産業と多彩な文化をはぐくみながら発展してきた。

しかしながら、近年、都市化、国際化及び情報化の進展などに伴う社会情勢の変化や社会的な規範意識の低下などを背景として、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪が増加し、私たちの暮らしを脅かすに至っている。

このような犯罪を防止するためには、県民一人ひとりが自らの防犯意識を高めて犯罪に遭わないように心がけるとともに、人と人とのきずなを大切にして、支え合い、助け合うことのできる家庭と地域社会を築いていくことが重要である。

ここに、私たちは、住む人にとっても、訪れる人にとっても、安全で安心な栃木県の実現を目指し、県民の総意として安全で安心なまちづくりの推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、安全で安心なまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりの推進に関する施策を総合的に推進し、もってすべての県民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 安全で安心なまちづくり(地域社会における犯罪の防止のための自主的な活動及び犯罪の防止に配慮した環境の整備をいう。以下同じ。)は、自主自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成が必要であるという基本的認識の下に推進されなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、県、県民及び事業者がそれぞれ適切な役割分担の下に、相互に連携を図りながら協力することにより推進されなければならない。

栃木県環境基本条例

私たちは、これまで、ふるさと栃木県の豊かで安全な環境の下で、活力のある地域づくりを積極的に進めるとともに、公害の防止や自然環境の保全に努めてきた。

この結果、私たちの生活や産業活動は、より豊かで活発なものとなり、県土の環境は、全般的に良好な状態に保たれてきた。

しかしながら、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする社会経済活動に伴う環境への負荷の増大により、都市・生活型の公害や廃棄物の量の増大などの問題が生じるとともに、自然環境も変ぼうしつつある。

さらに、地球の温暖化やオゾン層の破壊などの問題は、私たちの生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

これらの問題を解決するためには、私たちが、これまでの社会経済活動の在り方を見直し、自らの行動を環境への負荷の少ないものに変えていくことが不可欠となっている。

もとより、私たちは、良好な環境の下で、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その環境を保全する責務を有している。また、私たちは、ふるさとの均衡のとれた発展を実現しつつ、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく使命を負っている。

いま、私たちは、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築するという新しい価値観に立って、日常生活や事業活動のすべてにおいて、環境の保全に資する行動を実践していかなければならない。

ここに、ふるさと栃木県の健全で恵み豊かな環境を保全し、創造し、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(2) 「県民」に関する事項について

県民の定義として主に考えられるもの

- ・ 県内に住所を持っている者
- ・ 県内に居住する者
- ・ 県内で通勤・通学する者
- ・ 県内に事務所を有する法人その他の団体
日本国籍の有無、在住外国人の取扱い

条例での記述が見込まれる県民の様々な側面

- ・ 主権者としての県民
- ・ 行政サービスを受ける県民
- ・ 協働する県民
- ・ 責任（役割）を持つ県民

県内及び他県での県民の定義の記述例について

県レベルでは明確に規定した例はない。

芳賀町まちづくり基本条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところとします。

- (1) 町民 まちづくりの主体であり、原則として芳賀町に住み、働き、学ぶすべての人及び町内に事務所を有する法人その他の団体をいいます。

大平町自治基本条例

(定義)

第2条 この条例において、用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町民 大平町の区域内に住所を有する者をいう。

(他県条例における市区町村民の定義の記述例)

- ・ 区内に住み、働き、又は学ぶ人
- ・ 村内に住所を有する者及び村内で勤労する者
- ・ 市内に居住する者及び市内に就業・就学する者
- ・ 町内に住所を有する者
- ・ 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を有する法人その他の団体
- ・ 町内に在住する個人及び町内に事務所を有する法人その他の団体

県民の権利

自治基本条例に確認的に規定する必要があると思われる権利の例

- ア 県民の知る権利
- イ 県民の県政に参加する権利
- ウ 行政サービスを等しく受ける権利 など

自治基本条例に規定する制度として考えられる例

- ア 「県民の知る権利」を担保する仕組み、制度
 - ・ 情報公開制度 など
- イ 「県民の県政に参加する権利」を担保する仕組み、制度
 - ・ パブリックコメント など

県民の義務、責務（役割）

「県民の義務、責務」として考えられるものの例

- ア 条例の尊重、遵守義務
- イ 条例事項の実現に努力する責務
- ウ 県政に積極的に参加する責務 など

関係する法律・条例等について

日本国憲法

第10条【日本国民の要件】

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

地方自治法 第二章 住民

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

- 1 市町村の区域内に住所を有する者 - 自然人、法人
- 2 住所 - 自然人は生活の本拠、法人は主たる事務所の所在地
- 3 住所のある場合、本人の意思にかかわらず当然その住所のある市町村の住民となり、国籍の如何を問わない。
- 4 地方公共団体の役務の提供 - 地方公共団体の処理する事務の全般（住民福祉の増進を目的として行われる住民に対する各般の利便、サービスの提供をすべて包含）

地方自治法 - 選挙に参与する権利

第11条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

日本国民たる普通地方公共団体の住民 - 日本の国籍を有する住民

地方自治法 - 条例の制定改廃請求権及び事務の監査請求権

第12条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。

地方自治法 - 議会の解散請求権及び主要公務員の解職請求権

第13条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

職

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

第13条の2 市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。

栃木県情報公開条例

(公文書の開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

- 1 県内に住所を有する個人
- 2 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- 3 県内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの
- 4 前三号に掲げるもののほか、県が行う事務又は事業に利害関係を有するもの

公職選挙法

(選挙権)

第9条 日本国民で年齢満20年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3 前項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。)を含むものとする。

4 第2項の規定によりその属する市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したものは、同項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する。

5 第2項の3箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

住民基本台帳法

(住民の住所に関する法令の規定の解釈)

第4条 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。